

UAE におけるオンショア合弁会社の 基本的な仕組みと規則について

(2021 年 3 月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Amereller が 2021 年 3 月に作成し公開した英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に 掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部
ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

Amereller Legal Consultants
One at Business Bay, 14th Floor, P.O. Box
97706, Business Bay, Dubai, UAE
Tel: +971 4 332 9686

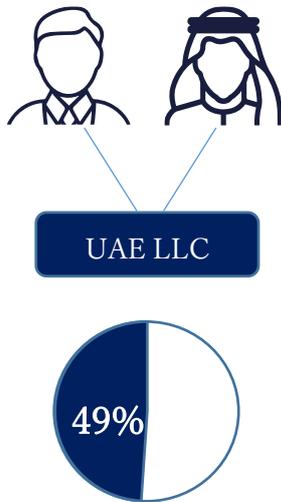
HP: <https://amereller.com/office/dubai>



UAEにおけるオンショア合弁会社の 基本的な仕組みと規則について

2021年3月27日より、商事会社に関する2015年UAE連邦法第2号（以下、「会社法」）の第10条が改正され、外国直接投資に関する49%の株式保有上限が緩和される。しかし、実質的に49%の保有上限規制などが存続する可能性を指摘する専門家もいることから、外国人投資家が知っておくべき、会社法改正前の合弁会社の基本的な仕組みや、主な規則について、本レポートで紹介する。

外国人投資家 UAE国民株主



外国人投資家による株式保有制限

改正前の会社法第10条では、UAE国民は会社の株式資本の51%以上を保有しなければならないとされていた。しかし、実際には、UAE国民株主が手数料と引き換えに（持ち分に係る利益を外国人投資家に付与させ）株式51%を保有するという非公式および公式のノミニー・アレンジメント（nominee arrangements）が非常によく見られてきた。

しかし、厳密に言えば、商業的隠蔽に関する2004年連邦法第17号（以下、「隠蔽法」）は、UAE国民である株主が持つ51%の株式保有に係る固有の権利を制限するいかなる取り決めも禁止している。従い、隠蔽法により、株式51%保有に関するいわゆる「サイド・アグリーメント（付帯契約）」については、法的効力を持たないとの解釈も成り立つとされている。

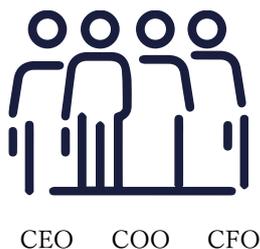


種類株式／優先株式の禁止

会社法第206条第1項では、原則として種類株式を禁止している。この制限は、シャリア（イスラム法）の経済的権利の平等性の原則に由来している。

会社法第206条第2項は、UAE内閣に対し、種類株式に関する規則を制定する権限を与えてはいるが、これまで内閣がそのような規則を制定したことはなく、現在も立法上の優先事項ではないと考えられる。

外国人株主による経営管理



会社法では、有限責任会社（LLC）は1人以上の「業務執行者（マネージャー）」を持つことができると規定されている。会社法上定められているマネージャーに対する制限を遵守するため、マネージャーであるか否かに関わらず、経営陣である上級メンバーには、通常、会長・社長・取締役などほかの肩書きが与えられるのが一般的である。

外国人株主は、会社の基本定款（Memorandum of Association）にかかる権利が記載されている限り、単独での株主決議により任命権の行使が可能であり、全てのマネージャーおよびすべての経営陣を任命することができる。

利益配当の分配



基本定款では、株式資本の所有率とは異なる割合で、株主間の利益分配を規定することが可能である。つまり、49%の外国人株主は、各首長国の会社登録機関（通常は経済開発局（Department of Economic Development））が認める範囲内で、より高い利益配分を受けることができる。

49%の株主に認められる利益配分の上限については、公証人の慣習によっており、法律には規定がなく、また、その許容される割合も首長国により以下のとおり異なる。

- ・ ドバイ首長国における最大許容利益配分は、一般的に80%。
- ・ アブダビ首長国における最大許容利益配分は、一般的に90%。
- ・ 北部の首長国においては、95%、97%、99%など、より高い比率が認められた事例が複数ある。

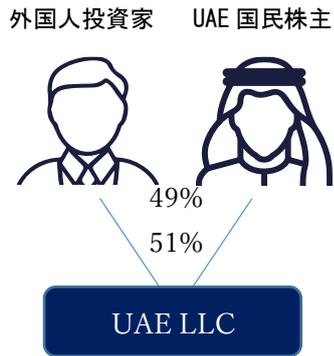
外国人投資家 UAE 国民株主



公証の場での全会一致の承認

実務上、株主契約や会社の定款における合意内容にかかわらず、定款変更や各種決議へ署名するため、すべての株主は、自らまたは委任状を有する正式な代理人を通じて、公証の場へ出席しなければならない。実務上、公証の場への出席を拒否した株主は、すべての株主による文書の公証を必要とする重要な会社の決定事項に対して拒否権を行使することができる。

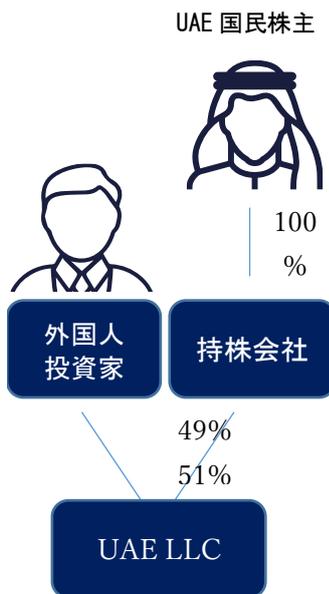
シャリアの相続リスク



UAE におけるイスラム教徒の相続に関しては、シャリア裁判所が決定したシャリアの原則に基づき、会社の株式を含む殆どの資産が統合された後、相続人の中で分割されることが定められている。

UAE 国民である個人株主（以下、個人株主）が亡くなった場合、遺産の全資産の相続人を決定するのに、数カ月、あるいは数年要することがある。この間は、受益者の合意がない限り、死亡した個人株主の株式を代表して議決権を行使する意思決定者が不在となり、会社が事業を遂行することが困難となる可能性がある。個人株主が死亡することにより生じ得る主な問題は次の通り：

- 死亡した個人株主が保有する株式は、任意の数の相続人に分割することが可能である。
- 相続人は、通常、死亡した個人株主が締結した契約の条件に拘束されない。
- 死亡した個人株主が発行した委任状は、死亡により無効となる。



合弁会社において、個人株主の死亡リスクを最小化する最も一般的な方法は、個人ではなく法人を合弁会社の株主とすることである。例えば、個人株主が完全所有する持株会社を経由して有限責任会社 (LLC) の株式を保有している場合、かかる個人株主が死亡しても、合弁会社には直接影響はおよばないことになる。留意点は次のとおりである。

- 持株会社の株式は死亡した個人株主の相続人に分割される一方、持株会社自体は合弁会社の株主として留まることができる。
- 持株会社により締結された契約は、かかる個人株主が死亡した後も有効となる。
- 持株会社により発行された委任状は、かかる個人株主が死亡した後も有効となる。